

第2次米沢市農業振興計画（案）<概要版>

（1）計画策定の背景と目的

平成27年10月	本市農業振興の基本理念や基本方針を明確にするため、「米沢市農業振興計画」を策定
令和2年12月	後期5年間に重点的に取り組む内容を示すため、「米沢市農業振興計画第2期重点取組事項」を設定
➡ 本市の基幹的農業従事者数は年々減少、高齢化は年々進行 ⇒ 農業分野における担い手不足と高齢化は顕著 ➡ 世界的な人口増加等に伴う食料争奪の激化、農業生産活動における環境負荷低減への取組、 人口減少下における農業の持続的な発展 ⇒ 「食料・農業・農村基本法」が約25年ぶりに改正 ➡ 令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が改正 ⇒ 「人・農地プラン」から「地域計画」へ法定化、目標地図の策定	
令和7年3月 (予定)	地域の実情や特色に応じた施策の展開が重要であり、 目指す本市農業の将来像や基本方針を明確にするため、「第2次米沢市農業振興計画」を策定

農業をめぐる情勢の大きな変化

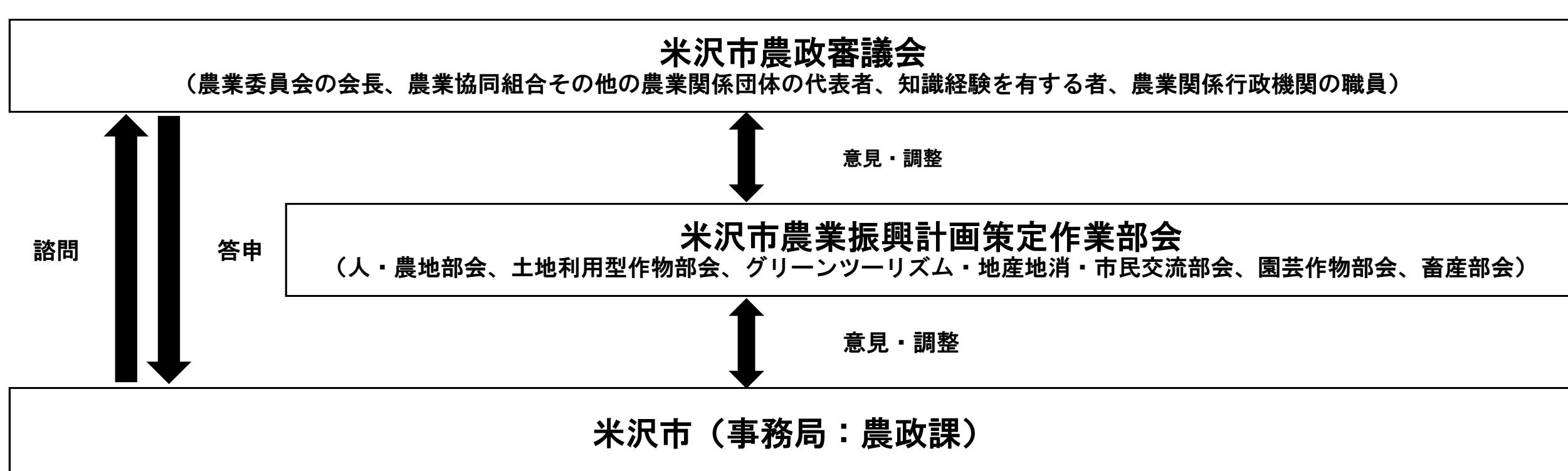
（2）計画の期間

令和7年度から令和16年度までの10年間。
中間年の5年経過を基本に、農業情勢や社会情勢の変化に対応するため、必要な見直しを行うものとする。

（3）計画の位置づけ

本市まちづくりの最上位計画である「米沢市まちづくり総合計画」の部門計画として位置づけ、国や県等の農業関係計画及び各種行政計画と整合性を保つつつ、連携・補完し、効果的な推進を図るものとする。

（4）計画策定の推進体制



（5）本市農業の現状と課題

<本市農業の現状>

- 人口減少や高齢化の進行に伴い、総農家数及び基幹的農業従事者数は減少傾向にある。基幹的農業従事者数は平成22年から令和2年までの10年間で3割以上減少している。
- 基幹的農業従事者数全体に占める65歳以上の割合は年々高くなっている。令和2年は全体の約6割を占めている。
- 農業経営体数は年々減少しているものの、10ha以上の大規模経営体数は増加しており、令和2年は全体の約1割を占めている。また、3ha未満の小規模経営体数が占める割合は年々減少しているものの、令和2年は全体の約6割を占めている。
- 農業経営体数は年々減少しているものの、経営耕地面積は増加している。特に水田面積が増加しており、令和2年は全体の約9割を占めている。
- 稲作による単一経営体数が全体の約8割を占めており、複合経営体のうち、稲作が主位部門である経営体数は全体の約5割を占めている。
- 新規就農者数は毎年約15人程度増えており、雇用就農者数の割合が高くなっている。
- 有害鳥獣による被害額は長期的には減少傾向であるものの、令和3年から令和5年までの直近3年間は増加している。
- 農業産出額は微増となっており、そのうち、畜産が全体の約5割を占めている。

<本市農業の課題>

- (1) 担い手の減少と高齢化の進行
地域農業をけん引していく認定農業者や新規就農者等への支援、女性農業者や兼業農家等の多様な人材の育成と確保が必要である。
- (2) 収益力向上へ向けた取組の強化
転作作物への転換、スマート農業用機械や省力化技術の導入による経営の低コスト化、収益性の高い園芸作物との複合経営の推進が重要である。
- (3) 地域資源の活用と連携の強化
地域資源の活用や所得向上を図るために、6次産業化や教育旅行の受入を商工業や観光・教育分野等の異業種と連携して取り組む必要がある。
- (4) 中山間地域における農業資源の保全と活用
農業生産活動により多面的な機能を発揮するため、中山間地域における農業振興と農地保全が重要である。
- (5) 環境保全型農業の推進と脱炭素社会に向けた取組
環境と親和性が高い農業は、環境負荷低減への配慮や脱炭素社会に向けた取組が求められている。

（6）目指す本市農業の将来像及び基本方針

【「もうかる農業」の実現】

安全で付加価値の高い農産物の生産・販売によって所得向上が図られる営農を推進し、農業者が誇りとやりがいが持てる持続可能な農業経営により、「もうかる農業」の実現に向けて取組を進めていきます。

【基本方針】

- (1) 意欲ある担い手の育成と確保、多様な人材の活躍促進
- (2) 地域の特性を活かした農業経営基盤の強化
- (3) 農産物の消費拡大と農山村地域の活性化
- (4) 優良農地の保全と中山間地域の農業振興
- (5) 環境保全型農業の推進と農業分野における脱炭素化の推進

(7) 施策の体系

